

## 日本航空・企業再生支援機構による、労働者への退職強要及び整理解雇、労働組合に対する争議権確立の妨害に抗議し即時中止を求める決議

株式会社日本航空インターナショナル外 2 社（以下「日本航空」という）は、2010 年 1 月 19 日、株式会社企業再生支援機構（以下、「企業再生支援機構」）の支援決定を受け、また同日、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行い、同手続の開始決定を受け、管財人として企業再生支援機構外 1 名が選任された。11 月 22 日、更正計画案が債権者らによる書面投票で可決され、裁判所の認可を待っているところである。

日本航空は、こうした一連の過程において、管理職、一般職運航乗務員、客室乗務員、整備職、地上職ら労働者に対し、特別早期退職及び希望退職を募集してきた。しかし人員削減目標に達しなかったとして、11 月 15 日、250 名（運航乗務員 110 名、客室乗務員 90 名、休職者 50 名）の整理解雇に踏み切ることを経営会議において決定したとし、労働組合に整理解雇も人選基準案を正式に提示した。

しかしそもそも日本航空が会社更生手続開始申立に至った原因は、事業計画に基づかない大型機の購入、不採算路線への就航、見通しのない本来業務以外への莫大な投資などの放漫経営にあり、全く同社に勤務する労働者に責任のない事柄であるにもかかわらず、早期退職・解雇など労働者ばかりに犠牲を強いることは、全く不合理である。

しかも日本航空は、2010 年 4 月から 9 月の営業利益において、当初計画値 250 億円に対して 1096 億円を達成している。人員削減も目標 1500 名に対して 1520 名が希望退職等に応じている。このように日本航空には整理解雇を行う必要性は全く認められない。

自由法曹団は、日本航空に対し整理解雇を断行することのないよう強く要請するものである。

企業再生支援機構が日本航空への出資を決定するに当たって、厚労大臣は同機構に対し、「労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする」と意見を述べていた。

自由法曹団は、企業再生支援機構に対し、この厚労大臣の意見を尊重し、人員削

減の実施に当たっては労働者の意思を尊重し労働組合と十分な協議を尽くすべきで、かりそめにも整理解雇を断行することのないよう、強く要請するものである。

日本航空は整理解雇の決定に先立って、運航乗務員・客室乗務員の一部に対して、ブランクスケジュールあるいはスタンバイ 10、スタンバイ 19 と呼ばれる、「勤務なし」のスケジュールを押しつけ、これを「てこ」として当該運航乗務員・客室乗務員に対して「希望退職」の「強要」を行っている。これは違法な退職強要である。

今般のような会社更生手続きにおいても、航空会社が最重視すべき課題は航空の絶対安全の確保にある。しかし日本航空の運航乗務員・客室乗務員に対する整理解雇あるいは退職強要などは、職場のモラルの低下を招き安全確保についてゆゆしき事態となることを強く懸念される。

自由法曹団は、日本航空に対し、この手法による違法な退職強要を直ちに中止するよう強く要請するものである。なお、整理解雇に必要な 4 要件のうち解雇回避努力に関して、本件のような違法な退職強要を行うことは、解雇回避努力を尽くしたことにならないことを指摘しておく。

運航乗務員あるいは客室乗務員で構成する労働組合は、日本航空が整理解雇による人員削減を断行しないこととの要求に関する争議権投票を行っていたが、その最中の 11 月 16 日、管財人でもある企業再生支援機構は、争議権を確立した場合それが撤回されないかぎり「3500 億円の出資をしない」とこれら組合に通告した。しかしこれは労働組合の正当な権利行使に対する不当な介入である。管財人でもある企業再生支援機構が介入することは、違法な不当労働行為となる。同機構が官民出資の企業であることからすれば、これは国家的不当労働行為である。

しかも法規に基づき関係大臣の意見を聞いた上で決定した出資を、労組の争議権を理由に出資しないことは法規に違反するものでもあろう。

自由法曹団は、日本航空及び企業再生支援機構に対し、争議権確立への介入を行う不当労働行為を直ちに中止するよう強く要請するものである。

以上決議する。

2010 年 11 月 20 日 自由法曹団常任幹事会